残置物として発生した
廃家電4品目の処理

～　残置物処理対応者の皆様へ　～

残置物として発生したエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は、家電リサイクル法に基づく適正な処理が必要です。

適正な処理対応で信頼向上

入居者が残置物処理を安心して委託できるよう処理のルールを遵守し、不安の解消につなげましょう。

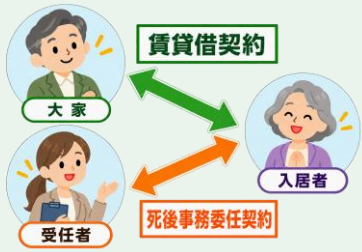

この家具と家電の処理をお願いできますか？

**お任せください！
責任をもって対応します。**

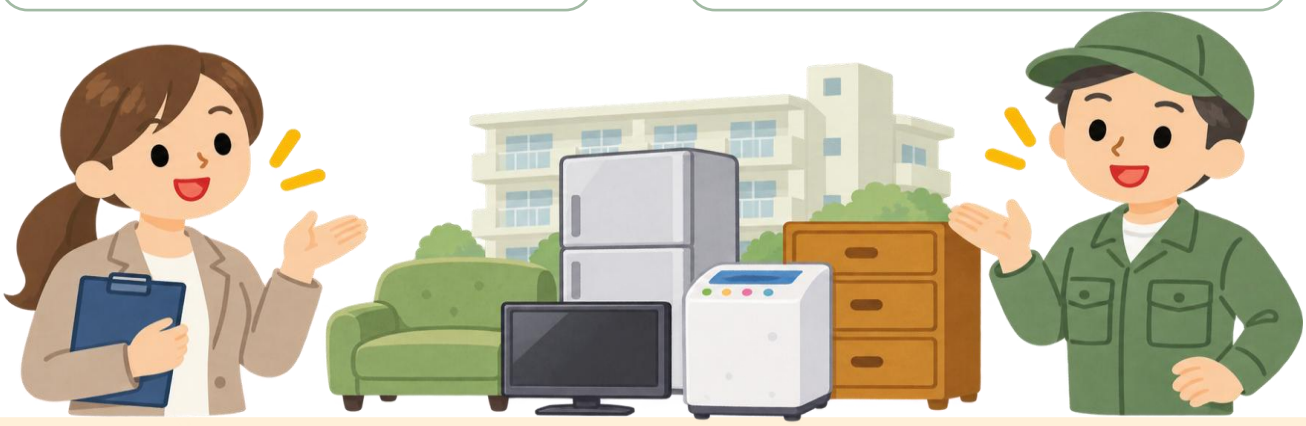

残置物に家電4品目が含まれていたら要注意！

家電リサイクル券を使った適正処理にご協力ください



エアコン



テレビ

ブラウン管・液晶・プラズマ・有機EL



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・
衣類乾燥機

違法な回収業者は利用しないでください。

家電リサイクル券についてのご相談は
一般財団法人家電製品協会にお問い合わせください

☎03-6741-5604　受付：平日 9:30～16:00（土・日・祝日を除く）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

残置物の処理等に関するモデル契約条項はこちらのQRコードからご覧になれます。

（発行：一般財団法人 家電製品協会　協力：国土交通省）